

# アレクサンダー・フォン・フンボルト（一）

——法文化研究の視点から——

山内惟介

- 一 はじめに
- 二 若干の前提
  - 1 人物像、業績等
- 2 法文化
- 三 A・フンボルトの行動にみる法文化論的視点
  - 1 人権侵害（以上、本号）
- 四 結びに代えて

※全体的な展望を……あらゆる現象の關係……を把握するためには、まず部分を理解し、次にそれらを同一の視点から有機的に結合しなければならぬ。\*

## 一 はじめに

一 ドイツ<sup>(1)</sup>の博物学者、地理学者、そして探検家でもあったアレクサンダー・フォン・フンボルト<sup>(2)</sup>（以下、A・フンボルトと略記）の名とその業績は、わが国でも自然科学領域の一部ではすでによく知られている<sup>(3)</sup>。そのことは、「フンボルト海流」<sup>(4)</sup>や「フンボルトペンギン」<sup>(5)</sup>といった学術用語からも十分に推測することができる。またその他の分野にあつても、専攻のいかんを問わず、「アレクサンダー・フォン・フンボルト財団」<sup>(6)</sup>（別名「ドイツのノーベル財団」<sup>(7)</sup>）の名は、ドイツへの留学を志す者にとつて、馴染みがあるう。さらに、同財団が創設した「フンボルト賞」<sup>(8)</sup>には、その歴史が示すように、格別の意味が与えられている。こうした事実をみると、A・フンボルトの名は、わが国でも部分的に知られていることが分かる。しかしながら、プロイセンの内務大臣を務め、著名な言語学者でもあつた実兄、ヴェルヘルム・フォン・フンボルト<sup>(9)</sup>（以下、「W・フンボルト」と略記）の功績および名声と対比すると、A・フンボルトのそれは、さほど大きなものではない<sup>(10)</sup>。ベルリン屈指の大通り（Unter den Linden）に面するベルリン・フンボルト大学（Humboldt-Universität zu Berlin）<sup>(11)</sup>の正門前には、二体の白亜像、すなわち、同大学創設者たるW・フンボルトのそれとともに、A・フンボルトの座像も据えられ、また同大学本館二階には両名に関する銅製銘版も飾られている。A・フンボルトの場合、その研究対象がもっぱら地理学等に関するものであつたという事情がおそらくは考慮されているためであるうが、わが国の場合、社会科学の視点からのA・フンボルト研究はほとんど行われていないようにみえる。

しかしながら、一八世紀後半から一九世紀半ばにかけて、ヨーロッパはもとより、南米、ユーラシア大陸をも舞台

として活動したA・フンボルト「の幅広い関心は、熱帯アメリカのどこを旅行したときも、自然と人間社会の両分野にまたがっていた<sup>(12)</sup>」といわれている。また「メキシコでは特に人文科学あるいは社会科学の領域に、フンボルトの興味がむけられたといえそうである<sup>(13)</sup>」という指摘がある。さらに、A・「フンボルトの南アメリカ行の成果……『紀行』は旅行記としての体裁を次第に変質させ、第三巻はベネズエラおよびキューバの社会、政治に関する専門的研究と化してしまっていた<sup>(14)</sup>」という解説も行われている。そして、A・フンボルトについて、「コスモポリタンであり、同時に人権擁護者 (Kosmopoliten und Verfechter der Menschenrechte) である<sup>(15)</sup>」とか、また「自由主義者の偶像<sup>(16)</sup>」とかといった記述も見出されている。このような評価を受けた彼の資質はその外交官としての活動（一八三〇年～一八四八年）にも相当の影響を及ぼしたことであろう。これらの指摘に着目するならば、A・フンボルトの活動を社会科学の視点から検討することにもひとつの学問的意義が見出されよう。

二 ここでは、筆者の専攻領域との関連から、A・フンボルトが滞在先の社会事象をどのようにみていたかという点を、もっぱら「法文化（当該社会を構成する人々の原理的行動様式（社会行動文法（social grammar））」<sup>(17)</sup>という視点から探求し、可能な範囲で、当該社会の価値観を規範化する試みに取り組むこととしたい。

以下では、まず、若干の前提を確認することから始めよう（二）。A・フンボルトの人物像、業績等が最初に確認されるのは、A・フンボルトが異文化をどのように受け止めていたかという点に関する基本的な視座を得るためである（下記「1」）。この作業は、A・フンボルト自身の行動規範を明らかにする上で不可避の前提をなす。次いで、「法文化」の概念を取り上げるのは、A・フンボルトの上記の行動規範がどのような対象に向けられていたかを判断する必要性があると考えることによる。それは、A・フンボルトが関心を寄せた社会事象が、彼にとって自明とはいえない

ない事柄、すなわち、彼にとって理解しがたい異文化に属する事項であると考えられるからである。「比較」という行為は、論理的にいえば、対象となる素材が複数存在することを要求する。「法文化」に関する「比較」を行おうとすれば、むしろ可能な範囲に限られようが、一方で、異文化に属する事象が何か（「法文化」としてどのような事象が取り上げられるか）を確定する作業が「比較」を実践するよりも前に行われなければならないし、また他方で、「比較」の実践過程において、この行為と同時並行的に、異文化に属する事象（比較対象）が何かを確定する作業が進められなければならない。この相互影響関係への言及は、小稿の検討対象を確定する上で必要な作業といわなければならない（下記「2」）。

これらを踏まえた上で、A・フンボルトの行状を紹介する諸文献（A・フンボルトの旅行記<sup>(18)</sup>、日記等<sup>(19)</sup>）に依拠し、A・フンボルトがどのような社会事象に関心を寄せ、それらをどのように受け止めていたかという点を明らかにすることに努めたい（三）。このような観点に基づく資料収集とそれらに対する分析および検討を通じて、A・フンボルト自身の行動規範だけでなく、彼が活動した時代における人々の当該社会における行動様式ないし社会通念、これらの特性を確認することができよう。こうした作業は、「比較の目的」との関連性に対する配慮を前提とするが、「比較の対象」という視点からは、法文化を比較する上で必要とされる素材の確保を意味するであろうし、それと同時に、「比較の方法」という視点からは、どのような視座の設定が可能かを考える契機を与えることとなる。

周知のように、どの国の実定法も、その内容および形式の両面に亘り、当該社会を支配するという意味で「実質的に」構成する人々の多くに共通する社会的行動様式の影響を受けている。こうした歴史的事実を考慮すると、A・フンボルトの見方を通じて当時の社会状況における法文化的事象を探求するこのような試みは、「法文化」を多面的に

捉えるひとつの視点となり得ることが分かる。ここでの検討がこの主題につき関心を共有される方々に対して、新たな課題の発見に向けてささやかな契機を提供するものとなり、わが国におけるA・フンボルト研究の一層の進展に寄与することになるとすれば、何よりのこととされよう。

## 二 若干の前提

### 1 人物像、業績等

一 A・フンボルトについては、その母国におけるドイツ語文献だけでなく、日本語でも少なからざる資料が公表されている。<sup>(20)</sup>ドイツ語で書かれた伝記としては、『Alexander von Humboldt』<sup>(21)</sup>、『Die Brüder Humboldt: Eine Biographie』<sup>(22)</sup>などがある。手元の日本語資料によれば、その経歴は次のように紹介されている。

「アレクサンダー・フォン・フンボルトは、一七六九年九月一四日にベルリンで生まれた。父親はプロイセンの貴族で、母親も財産家の娘だった。アレクサンダーは次男で、長子は二歳年長のウィルヘルム・フォン・フンボルトである。……アレクサンダーが大学に初めて登録したのは、一七八七年のことだった。その後、一七八九年には、兄のいるゲッティンゲン大学に登録し、そこでゲオルク・フォルスターと出会っている。フォルスターは、ジェームズ・クックの第二次探検航海に博物学者として参加し、そのときの体験を『世界周航記』（一七七七年）に著したことで、当時すでに有名人だった。そのフォルスターとともに、フンボルトは一七九〇年の三月から七月にかけて、ライン川下流からイギリスおよびフランスを旅行している。フォルスターは、この旅行での見聞に基づいて『ニーターライン「ライン下流地域」の姿』を著したが、フンボルトの代表作の一つ『自然の姿』は、その題名から容易に見てとれるように、フォルスターの著作を強く意識したものだ。……」

アレクサンダー・フォン・フンボルト（一）（山内）

一七九二年にプロイセン政府の鉱山局に職を得たフンボルトは、ドイツ各地の鉱山を訪れて経営の改善や技術の指導にあたった。同時にフンボルトは、地下深い坑道で博物学的な調査を実施している。しかし、科学的な探検旅行に出かけるという夢を、フンボルトはあきらめなかつた。莫大な遺産を手にした彼は、一七九六年の一月に鉱山監督官を辞し、長期にわたる探検旅行の準備に取りかかったのである。

熱帯アメリカ旅行……は……一七九九年六月初めから一八〇四年八月初めまで、合わせて五年二カ月におよんだ……その費用の大半がフンボルトの個人的な財産で賄われた……探検家のつねとして、フンボルトはアメリカ旅行から戻るとすぐに、次の旅行計画を練り始めた。そこでの目的地はアジアの内陸部だったが、さまざまな障害から計画はとん挫したままだった。その結果、ヨーロッパにもどつてからの四半世紀を、フンボルトは熱帯アメリカ旅行の報告書の作成に費やすことになる。その嚆矢は、一八〇五年から刊行が開始された『植物地理学試論および熱帯地域の自然図』であるが、その後も『ヌエバ・エスバニヤ王国誌』（一八一一年刊）や『旅行記（全三巻）』（一八一四年、一九年、二五年刊）など、地理学の発展に大きな役割を果たした著作が断続的に刊行された。実際、全三〇巻におよぶ報告書が一応の完成をみたのは、『新大陸の地理学史に関する批判的検討』の最終部分が刊行された一八三四年のことである。このときフンボルトは、すでに六五歳という高齢だった。……

他方、パリに滞在して報告書の完成にいそしんでいた頃から、フンボルトはプロイセン王室の侍従でもあった。国王のフリードリヒ・ウィルヘルム三世は、国際的な名声を得たフンボルトを大臣や大使に起用することを望んだが、公務に縛られることをきらったフンボルトは、ときおり国王に随従するだけの侍従という立場を維持した。しかし、財産を旅行と出版活動にほとんど使いはたしたフンボルトは、パリでの出版活動が終わりに近づきつつあった一八二七年に、国王フリードリヒ・ウィルヘルム三世の意向にしたがってベルリンに帰還することになる。以後、フンボルトは、国王の侍従としてベルリンに住み続けた。

ベルリン時代のフンボルトは、侍従としての仕事のかたわら、やはり多くの精力を科学活動に費やした。晩年の大作『コスモス（全五巻）』（一八四五年～六二年）は、このベルリン時代における最大の成果といえる。また、ロシア政府の招待により、一八二九年四月から二月までウラル地方から中央アジアを回った調査旅行は、フンボルトにとって二度目（そして最後）の

大旅行だった。その成果をまとめた『中央アジア（全三巻）』がパリで刊行されたのは、一八四三年のことである。生涯独身だったフンボルトが、姪のガブリエレ・フォン・ビューロウにみとられながら最後の息をひきとったのは、一八五九年五月六日のことであり、フンボルトは九〇歳を間近にひかえる高齢に達していた。<sup>(23)</sup>

この引用から読み取れるのは、富裕な家系に生まれたA・フンボルトが当時としては相当高いレベルの高等教育を受けていたこと、度重なる外国旅行の経験を通じてA・フンボルトが幅広い知見と多様な視野を有していたこと、A・フンボルトが私生活の相当部分を科学的な探求とその成果の公表に充てていたこと等である。「法文化」という言葉を地理的な限定のもとで用いる場合、当該地域に居住する人々の多くに共通する社会的行動様式（いわゆる「社会行動文法 (social grammar)」<sup>24</sup> すなわち、ある種の条件が整った場合、人々の間に共通して見出される行動のパターンが存在するという考え方）に着目することは整理手法のひとつとして許容されよう。

二 それでは、右のような経歴を有するA・フンボルトは、旅行先の諸地域における社会現象を、どのような行動規範に基づいて、

アレクサンダー・フォン・フンボルト（二）（山内）



A・フンボルトの生家 (Schloss Tegel) © K. Yamauchi

どのように観察していたか。「二〇世紀前半のフランス地理学を代表するマルトンヌ」<sup>(24)</sup>は、「地理学の発展に対するフンボルトの貢献」<sup>(25)</sup>に関連して、彼の観察方法の特徴を次のようにまとめている。

……フンボルトは単に博物学者とか旅行家というにとどまらない。……

フンボルトは、地形を地形学者の目にとらえたり、気温を気象学者の目と

らえたり、植生を植物学者の目にとらえることで、決して満足してはいなかった。フンボルトの考察の視野は、それよりもずっと広がった。フンボルトは、その場所で観察されるその他の事象をすぐに組み合わせて考察した。それぞれの現象の原因が考察されるとともに、また結果にも目が向けられた。このような因果関係の考察は、政治的事象や歴史的事象にまで及んでいる。人類がかくも土地や気候や植生と結びついた存在であること、植生が無機的自然環境といかに関連しあっているかということ、また無機的自然環境それ自身にしても、その構成要素の相互間でいかに関係しあっているかということ、フンボルトほどの確に示した人はいなかった。

因果の原理とも称すべきこの第一の原理に加えて、フンボルトは一般地理学の原理と名づけることのできる第二の原理を確立した。地質にせよ動植物にせよ人類にせよ、何か一つの問題を考察するとき、この偉大な学者は、局地的（ローカル）な事象の吟味に没頭してしまうことはなかった。フンボルトはつねに、類似的事象が観察される他の地域にも目を向けた。どのよ



フンボルト家墓地 (Schloss Tegel内)  
© K. Yamauchi



うな場合でも、フンボルトが明らかにしようとしたのは、似通った状況のもとでつねに成り立つ一般法則であった。彼にとつては、どの地点の研究も、地球全体の認識とけつして無関係ではなかった。この第二の原理を適用するということは、とりもなおさず、それまで地誌学（地域地理学）と系統地理学（一般地理学）を隔ててきた壁を取り払うことであり、地理学という一つの科学に属するこれら二つの分野を歩みよらせ、相互に豊かな実りをもたらすことを意味した。このことが十分に理解されたとき、近代地理学は生まれたのである。<sup>(26)</sup>

右の引用中、最初の段落では、A・フンボルトの観察方法を特徴付ける「第一の原理」（因果の原理）として、「その場所で観察されるその他の事象をすぐに組み合わせて考察し……それぞれの現象の原因が考察されるとともに、また結果にも目が向けられ」る観察方法が挙げられている。ここでは、第一に、観察の対象とされた事象それ自体について正確に認識することの重要性が示されている。第二に、当該事象が生じる原因を探索し、原因と結果との間にどのような因果関係があるかを明らかにすることの大切さが指摘されている。そして第三に、個々の事象が互いにどのような影響関係にあるか、つまり、個別と全体との相互関連性を解明することの社会的意義が強調されている。こうし

アレクサンダー・フォン・フンボルト（一）（山内）



A・フンボルトの墓標 © K. Yamauchi

た総合的観察方法は、自然現象についてのみならず、社会現象についても用いられていることであろう。

次の段落において、「第二の原理」(一般地理学の原理)として強調されているのは、「何か一つの問題を考察するとき……局部的(ローカル)な事象の吟味に没頭してしまふこと」なく、「つねに、類似の事象が観察される他の地域にも目を向け」、「似通った状況のもとでつねに成り立つ一般法則」を探索しようとする観察方法である。この指摘は、一見すると、右の第一の観察方法の言い換えのようにみえるかもしれない。しかしながら、「第二の原理」との対比において「第一の原理」の独自性を認めようとすれば、「第一の原理」が用いられる局面を一度限りの事象に限定することが考えられる。すなわち、一方では個々の事象に着目したミクロ的考察を進めながら、他方では当該ミクロ的事象を含む全体を別の方法で把握するマクロ的考察を進め、これら二つの作業によって得られたそれぞれの結果について、それらの相互関連性を説明しようとする活動を一度限りの個別の局面として捉える際に、そこで採用される観察方法について述べられたものとして「第一の原理」を位置付ける理解である。このような「第一の原理」に基づく観察方法を反復して用いることにより、「第一の原理」に依拠した検証結果が集積する。そのようにして集められた複数の事象の間に共通項が見出されるならば、事象相互間での類型化が可能となろう。類型化の度合いが進めば、一般原則確立の可能性も高まる。「第二の原理」は、「第一の原理」がそれぞれに用いられた検討の集積結果に対する分析の過程で採用される、「第一の原理」とは別個の観察方法を意味する。このように考えることができるとするならば、「第二の原理」には「第一の原理」とは異なる存在意義が認められることとなる。

このようにみると、A・フンボルトの観察方法における二つの「原理」は、研究対象地域における人々の行動様式を探求する場合にも、重要な視座を提供するものとなり得よう。

三 A・フンボルトはどのような社会事象に興味を示していたのだろうか。この点を最もよく示しているのは、彼自身の著作にはかならない。その典型は彼の旅行記類である。それとしては、『Alexander von Humboldt: Ansichten der Natur』<sup>(25)</sup>、『Das große Lesebuch』<sup>(26)</sup>、『Alexander von Humboldt: Reise durchs Baltikum nach Russland und Sibirien 1829』<sup>(27)</sup>、『Alexander von Humboldt: Zentral-Asien: Das Reisewerk zur Expedition von 1829』<sup>(28)</sup> など挙げよう。彼の著名な講義「コスモス」においても部分的に社会事象に言及されている(「コスモス」については、『Alexander von Humboldt: KOSMOS: Entwurf einer physischen Weltbeschreibung』<sup>(29)</sup>、『Alexander von Humboldt: Die Kosmos-Vorträge』<sup>(30)</sup> 等が参考になる。むしろその多くは自然科学分野に関するものである)。

第二次的資料に関しては、A・フンボルトの活動を記した伝記、解説書等が挙げられる。それとしては、『Alexander von Humboldt und die Globalisierung』<sup>(31)</sup>、『Alexander von Humboldt: Mein vielbewegtes Leben: Der Forscher über sich und seine Werke』<sup>(32)</sup>、『Alexander von Humboldt: Über die Freiheit des Menschen: Auf der Suche nach Wahrheit』<sup>(33)</sup>、『Alexander von Humboldt: Es ist ein Treiben in mir: Entdeckungen und Einsichten』<sup>(34)</sup> 等が刊行されている。わが国で刊行された諸文献もここに追加される。

これらの資料のうち、いずれを優先するかについては種々の基準があり得る。以下では、さしあたり、入手が容易な日本語文献を手掛かりとしてまずいくつかの典型例を取り上げることとした。

## 2 法文化

- 一 「法文化 (Rechtskultur)」という語句の理解に関しては、わが国でもすでに複数の説明が行われている<sup>(35)</sup>。しか

し、なお、定説が確立しているという状況にはない。

「法文化」という表現にいかなる内容を盛り込むことができるか。また、「法文化」という言葉をどのように定義すべきか。可能性に関する前者の問いと当為に関する後者の問いとは、両者の文言上の違いが示す通り、概念的には別個の論点であり、両者は明確に区別されなければならない。それでも、両者はまったく無関係であるとも言い得ない。それは、一方では、前者、すなわち、可能性に関する問いに対して用意される解答の実数に比例して、後者、すなわち、当為に関する問いに対する解答の選択肢が変わり得るという意味で、また他方では、当為に関する問いに対する解答の内容に応じて、可能性に関する問いに対する解答も変わり得るという意味で、二つの問いの間に相互的な影響関係が見出されるからである。つまり、前者の問いに含まれた「可能性」という概念は決して論理的なものではなく、政策的なものにすぎないとする理解である。両者の相互影響関係を肯定する立場では、「法文化」を「比較」する目的に応じて、「法文化」という表現には多様な意味が盛り込まれる余地がある。このようにみると、「法文化」概念の解明は、比較法学の分野において、今なお残された大きな課題であるといわなければならない。

「法文化」について「比較」を行う作業と並行して、「法文化」概念の探求作業がなお継続されなければならないというここでの課題については、今ひとつ別の観点も同時に考慮されなければならない。それは、「法文化」概念の裾野を広げることによって、「法文化」を「比較する」方法自体の検証も継続して行われなければならないと考えることによる。このような考えは、一方における「法文化」概念の探求と、他方における「法文化」相互間での「比較」の実践と、これら二つの活動の間には、一方が前提となり他方が結果となるといった不動の関係はなく、両者の相関関係が存在するのみであるという理解を前提とする。いいかえれば、どのような「法文化」概念（「比較の対象」とど

のような「比較」概念（「比較の方法」との組合せが何のために行われるか（「比較の目的」）、つまり、どのような目的に適合するかといった視点を考慮する立場にほかならない。このような「比較の目的」との関係を考慮しつつ、「比較の対象」と「比較の方法」との組合せの可能性を探索するという検討方法が承認されるとすれば、「法文化」概念の継続的探求にはなお意味があるということになろう。

二 「法文化」という表現の理解の仕方については、筆者自身、すでに触れたことがある。<sup>(39)</sup> 筆者の主張の要点を略述すれば、次のように整理することができる。

まず、多様な基準によって重層的に構成されている社会事象のうち、どの部分を「法文化」という言葉で表現するか、たとえば、具体的に認識することの可能な文字という形式で表現されている個々の実定法規範それ自体（筆者の表現でいえば、個々の争点につきいずれの利益主張を優先すべきかを決定する判断基準）を「法文化」と呼ぶか、またそれら実定法規範を生み出すに至った当該社会の底流（古層、通奏底音）に一貫して見出される普遍的原理（筆者の表現でいえば、実定法として明文化された判断基準それ自体ではなく、それを生み出した立法理由、つまり、判断基準の形成基準）を「法文化」と名付けるか、さらに、個々の実定法規範を紛争事例に即して解釈・適用する局面において具体的な法律効果を発生せしめるために行われる法律要件および法律効果における文言の解釈に際して用いられる解釈基準（筆者の表現でいえば、個々の判断基準の要件および効果を述べる具体的な文言を解釈するにあたり、複数の解釈可能性の間で優先順位を決定する判断基準、つまり、実定法規範として存在する判断基準に用いられた文言の解釈を決める適用基準）を「法文化」として把握するか、さらに、これら実定法規範だけでなく、その立法理由と個別具体的事案で具体化される解釈基準のすべて（筆者の表現でいえば、判断基準、形成基準、適用基準の総体）を「法文化」という言葉で理解するかといった諸点はいずれも論

者の思索の特性と政策的決断を反映した主観的表現とみることができる。これは、「法文化」とは何かという問いが政策的な問いかけの個別的表現にとどまるとする理解である。

われわれの日常的行動に着目すると、「比較」の目的如何、「比較」の対象如何、「比較」の方法如何、これらの問いに対する解答はいずれも論者がどのような価値基準を採用しているか、その内容如何に左右されることが分かる。しかも、個々の解答はそれぞれ独立して探求されるものではなく、他の問いに対する解答の影響を互いに受けている。すなわち、互いに密接な関連性を有する三つの問題群（「比較の目的」如何、「比較の対象」如何および「比較の方法」如何）とそれぞれの問いに対する解答群、これら問いと解答との組合せに関する複数の選択肢の間で、いずれの組合せを優先すべきかという政策的な問い掛けに対する解答も時代の状況に応じて変わり得る。すなわち、問いと解答との組合せの仕方如何という問いに対する解答はそれぞれの時代における社会的・政治的・経済的・自然的な制約を受けるといふ見方である。このようにみると、「法文化」といふ言葉の定義は検討作業の最初に位置する前提的課題という側面を持ちつつも、同時に、検討結果を整理する段階で解明されるべき中間的課題としての側面をも併せ持つこととなる（ここに「中間的」といふ表現を用いたのは、この種の作業に終わりは無いという趣旨でもある）。

三 このような認識に立てば、論者が、「法文化」といふ言葉を用いて、いかなる目的のもとに、どのような内容を、誰に対して主張するか、これら複数の問いに対する解答の内容に応じて、比較の客体を成す「法文化」の識別基準（国民国家、国民国家の地方自治体、年齢層等）をどのように設定するか、また原理的社会行動様式をどのように表現するかといった諸点についても多様な理解があり得ることとなり、「法文化」といふ言葉の意味を一義的に確定する作業とは距離を置くこととなる。むしろ、実際の行動にあたっては、暫定的に、複数の可能性のうちのいずれかを優先させ

ざるを得ないであろうが、この主題に関する資料に乏しい現時点では、この主題に関する研究が乏しい現状をそのまま受け止めて、検証に値する素材的資料を獲得すべく種々の野心的な試みが繰り返されなければならないようにみえる。筆者が「ミクロ的現象の集積を介して種々の行動様式・行為規範等を着実に拾い上げ、それらを原理的社會行動様式としてまとめ上げるような地道な作業<sup>40)</sup>」を行おうと試みてきたのもこうした理解に立つことによる。研究方法の一貫性に留意する立場から、ここでも、右のような視点を維持することとしたい。

以下では、「法文化」という言葉を、それぞれの社会を構成する人々によつて日々の生活における具体的局面において繰り返し見出される原理的社會行動様式という意味で、概括的に表現するにとどめたい。ここで「見出される」という表現が示す通り、「見出す」という行為の主体が異なれば、そうした様式が見出されるか否かの判断も異なり得ることが想定されている。その上で、そうした社會行動様式を規範のかたち（筆者の表現でいえば、判断基準 $\alpha$ 、これは、「S + V + ……」）とき（要件） $\downarrow$ 「S + V + ……」（効果）という形式で表現される）で再構成することとしたい。そこには、可能な範囲で、当該規範の成立根拠（立法理由に相当するもの）を規範のかたち（筆者の表現でいえば、判断基準 $\alpha$ の形成基準 $\beta$ 、これも、「S + V + ……」）とき（要件） $\downarrow$ 「S + V + ……」（効果）という形式で表現される）で表現することも、また当該規範が実際にどのように用いられるかを規範のかたち（筆者の表現でいえば、判断基準 $\alpha$ の適用基準 $\gamma$ 、これも、「S + V + ……」）とき（要件） $\downarrow$ 「S + V + ……」（効果）の形式で表現される）で説明することも含まれ得る<sup>41)</sup>。このように考えるのは、各社会における「法文化」が各種基準（判断基準 $\alpha$ 、形成基準 $\beta$ および適用基準 $\gamma$ ）の重層的かつ立体的な体系として発現しているものと考えることによる。

以上をまとめると、以下（三）の検討は、抽象的な言い回しではあるが、「比較」の素材（対象）としての「法文化」

を原理的社會行動様式として把握する場合にいかなる「可能性」が存在し得るかの探究を意味するひとつの実験的試みとして位置付けられることとなる。

### 三 A・フンボルトの行動にみる法文化論的視点

各種の制約があるこの場では、A・フンボルトの認識全般について網羅的な検討を加えることは当初から断念されている。以下では、A・フンボルトが関心を寄せた社會事象のみに的を絞り、断片的ではあるが、いくつかの具体的素材を取り上げることとしたい。その際に留意されるのは、それぞれの社會の構成員の行動に典型的にみられる反復された行動様式（行為類型、ある種の条件が成就する場合、それに随伴して生じる行為形式）である。それゆえ、以下で紹介されるのは、結果としての事象それ自体ではなく、このような意味で類型化された行為でしかない。

#### 1 人權侵害

一 まず取り上げるのは、観察者（A・フンボルト）が極端な違和感を抱いた行為類型である。人權侵害行為、特に奴隸制に関する言及がそうである。その一例として、次の引用が挙げられる。

……九月八日になって……探検隊は……ボゴタをあとにして、キトに向かった。その道はキンディーオ峠を越える、危険でつらい高山のルートである。……この峠は、全アンデス山脈中で最も困難な道の一つであった。その最高点は、海拔約三、六六〇メートルに達し、所々はひどい湿地であり、荷物を運ぶのに、ラバの代わりに牛を用いねばならなかった。密生してまっ



たく無人の森林の中を、曲がりくねった道が延々と続いており、どこにも食料や小屋を得る当てはまったくなかった。一月を生き抜くための食料を運ばねばならなかった。この道はたいへん狭いし、ほとんどが岩に穿った切り通しに似ていた。またその道は六メートルの深さのある峡谷の底を走り、足下は湿地であり、頭上には光をさえぎるほど、こんもりと植物が生えていた。もし万が一、反対方向から来る牛の列に出くわすと、彼らは来た道を引き返すか、または峡谷の急斜面をよじ登り、上の方から突き出た木の根にしがみつくほかなかった。さらに悪いことには、峠の西斜面を下っている最中に雨が激しく降り始めた。湿地という湿地は竹が剣山のように生えているため、彼らのブーツを散々に破ったので、一行がカルタゴに着いた時には、彼らの足は皮がむけて血が流れていた。

足がそんな状態であったにもかかわらず、フンボルトとボンプランは、インディオの人夫に背負ってもらうのを拒んだ。この地区では、鉱山監督たちはインディオの背中につけた椅子に座り、このいわば人間駄獣に、一日、三時間から四時間も乗るのが普通であった。こうした惨めな慣習を目にしたり、人間の品定めを、まるで馬やラバに対して用いるような言葉で話されるのを聞くと、フンボルトの血は煮えくり返るのであった。彼はこのように他人を苦しめるよりは、自分で忍ぶ方を選んだのである。<sup>(42)</sup>

右の引用文中に、われわれはどのような行動様式を見出すことができるか。留意されるのは、人々の行為をめぐってどのような争点を取り上げられ、どのような判断基準のもとに、どのような結論が導かれていたかという点である。まず目につくのは、ヨーロッパから派遣された鉱山監督たちの行動規範である。たとえば、「この地区では、鉱山監督たちはインディオの背中につけた椅子に座り、このいわば人間駄獣に、一日、三時間から四時間も乗るのが普通であった」という説明がある。この記述からどのような規範を読み取ることができるか。それとしては、「鉱山監督たちが移動するとき（要件）↓彼らは「インディオの背中につけた椅子に座り、このいわば人間駄獣に、一日、三時間から四時間も乗る」ことができる（効果）という判断基準（行動規範）が考えられる。末尾の助動詞表現「できる」と

いう表現は、「乗らなければならない」とか、「乗るべきである」という表現に置き換えることもできよう。規範の内容をこのように表現できるのは、右の行動様式が鉱山監督たちの通常の行動様式として定着していると考えられることによる。その前提には、鉱山監督たちがその地で生活するとき（要件）↓彼らは現地の行動規範を順守しなければならない（効果）という一般的規範（形成基準）の存在であろう。後者の一般的規範は「人びとは行動に際して、みずからが滞在する地のルールに従わなければならない」という意味で「行為地法主義」、つまり、独立抵触規定に対応する。前者の具体的規範はいずれも、助動詞の表現如何に関わりなく、個々の行為の可否を直接に判断するという意味で実質規定に相当し、「行為地法」の内容それ自体を表している。

このような一般的規範と具体的規範とが併存する地に足を踏み入れたA・フンボルトは、同地において彼自身も一般的規範に基づいて行動するように期待されていることであろう。ところが、A・フンボルトはこの一般的規範に従うことを拒否する。そのことを示すのが、「フンボルト……は、インディオの妊婦に背負ってもらうのを拒んだ」という文章であり、「こうした惨めな慣習を目にしたり、人間の品定めを、まるで馬やラバに対して用いるような言葉で話されるのを聞くと、フンボルトの血は煮えくり返る」という説明であり、そして「彼はこのように他人を苦しめるよりは、自分で忍ぶ方を選んだ」といった解説である。右の引用では、むしろ、一般的規範に従わない者に対する制裁に関しては何も述べられていない。それゆえ、この点についていかなる制裁規範が存在したかは明らかではない。A・フンボルトの説明中に彼が制裁を被ったということが書かれていないため、制裁規範がなかったのか、制裁規範が存在したが、その適用対象にA・フンボルトが含まれていなかったのかを知ることはできない。

それでは、A・フンボルトが右の一般的規範に従うことを拒否したのはなぜか。あるいは、この点は、彼が右の具

体的規範に従うことをなぜ拒否したかと直接的に問う方が実態により近いのかもしれない。そこには、一方の、ヨーロッパ大陸出身の支配階層に共通する規範、すなわち、鉦山監督たちの行動様式を是とする行動規範と、他方の、人権思想を根拠に、鉦山監督たちの行動を早急に改めるべきであるというA・フンボルトなりの行動規範、これらが併存している。これら二つの行動規範のうちいずれを優先するかに関する独立牴触規定としては、滞在地のローカル・ルールの優越性を主張する立場（「行為地主義」）だけでなく、いずれの行動規範を採用すべきかを行為者自身の判断に委ねる構成（「主観主義」）もあり得る。この点についても明言されていないが、A・フンボルトが後者の考え方に依拠していることは明らかであろう。それは、前者の優越性を承認しているのであれば、A・フンボルト自身も鉦山監督たちと同じように行動したはずだからである。右の引用におけるA・フンボルトの行動をみると、彼自身、鉦山監督たちの行動そのもの、つまり、彼らの行動を正当化するような実質規定および独立牴触規定の存在に対して疑義を呈することにA・フンボルトの関心があつたということができよう。

二 奴隷制に関しては、他の個所でも触れられている。たとえば、以下の記述がそうである。

。四月十日の午前十時に、彼らは新しい船に乗って出発した。早朝に起きた不愉快な出来事で台無しになった旅立ちであつた。土地のインディオだけが、迷路のような大瀑布の経路を知っていた。それで、カヌーには乗員全部を確保しておくために、宣教師はインディオのうち二人を夜の間に、一種のさらし台に繋いでおいた。そのうちの一人がなほも同行しないと叫ぶと、マナティーの皮の鞭でひどくたたかれた。早朝、フンボルトはそのインディオの恐怖の悲鳴で起こされたのだつた。修道士はこう説明している。「こうした厳しい処置をとらないと、あなたがたは何もかも不自由することになります<sup>(43)</sup>。村には一人もいなくなるでしょう」と。こうした見方にこそ、フンボルトは怒りをこめて反対した<sup>(44)</sup>。

右の引用文中にも、最初の引用に関して述べたのと同様に、複数の典型的な行為規範を見出すことができる。たとえば、宣教師が移動しようと考えるとき（要件）↓彼は利用するカヌーに乗員全部を残しておかなければならない（効果）という規範が存在することが読み取れよう。この規範の効果に着目すると、「カヌーには乗員全部を確保しておくべきとき（要件）↓宣教師はインディオのうち二人を夜の間に、一種のさらし台に繋いでお」く（効果）という、別の規範の存在が明らかになる。後者の規範の効果に目を向けると、こうした規範が設定された背景には、「さらし台に繋いでお」かなければ、乗員を確保できなくなり、その結果、目的地へ移動することができなくなるといって彼自身または先人の苦い経験があつたことが推測されよう。右の規範における表現、たとえば、「一種のさらし台に繋いでお」くという言い方をみると、「一種のさらし台に繋いでお」く権限が宣教師にあつたことが読み取れよう。それこそが奴隷制度にほかならない。

右の引用には、今ひとつ別の行動規範（判断基準）も示されている。それは、インディオが「同行しないと叫び張る」とき（要件）↓「マナティーの皮の鞭でひどくたた」く（効果）というものである。この判断基準の根拠としては、「こうした厳しい処置をとらない」とき（要件）↓「何もかも不自由することになる（効果）」という判断基準（右の判断基準の形成基準）がある。この判断基準では、すぐ前の段落で述べた行為規範に従わない者に対する制裁措置が定められている。もつとも、この制裁規範の人的適用対象は奴隷に限られている。

これらの行為規範に対するA・フンボルトの評価は、むしろ、否定的なものである。このことは、「不愉快な出来事」、「フンボルトはそのインディオの恐怖の悲鳴で起こされた」、そして「こうした見方にこそ、フンボルトは怒りをこめて反対した」、これらの言い回しから十分に読み取れる。そこでの経験の発端となつたのは、彼が「そのインディオ

の恐怖の悲鳴で起こされた」ことであり、彼は右の制裁措置に対して「怒りをこめて反対した」。彼が反対した結果、奴隷が制裁措置を免れたか否かについて右の文中では触れられていない。それゆえ、A・フンボルトに制裁措置実施の適否について判断したり制裁措置の中止を命じたりする権限があったか否か、この点に関する規範の存否は明らかではない。右の引用では、こうした経験を通じて彼が「不愉快な出来事」を経験したことが記録されるにとどまる。

三 A・フンボルトにより非難の対象とされた支配者たちの行動様式については、さらに次のような記述も見られる。

私には、こんな理由はもつともらしいというだけで、真つ当なものとは思えない。森林地帯に……住むインディオは、教化村の大部分でまるで農奴か何かのように扱われており、しかも、自分の労働の成果にあずかれないからこそ、オリノコ河沿いの教化村は荒廃したままなのだ。そうした野蛮人は子供と変わらないから腕ずくでしか統治できないというのは、ただただ間違つたアナロジーでしかないのだ。オリノコ河のインディオは大きな子供ではない。東ヨーロッパの哀れな農奴が大きな子供でないのと同様だ。農奴といつても、野蛮な封建制度が彼らを野卑な状態においてきたのだから。<sup>44</sup>

この段落にも複数の行為規範が示されている。そのひとつは宣教師たちのそれであり、他の一つはA・フンボルトのそれである。

まず、宣教師たちの行為規範を確認しよう。「森林地帯に……住むインディオは、教化村の大部分でまるで農奴か何かのように扱われて」いるという表現からは、宣教師たちが何かを行うとき(要件)↓彼らはインディオを農奴か何かのように扱うことができる(効果)という規範を読み取ることができる。また、「自分の労働の成果にあずかれない

い」という表現からは、宣教師たちがインディオに何かをさせるとき(要件)↓彼らは労働の成果に対する対価を支払ってはならない(逆にいえば、インディオは宣教師たちに対して労働の対価を請求することができない)(効果)という規範の存在を確認することができる。

こうした宣教師たちの行為規範に対して、A・フンボルトが別の規範に立脚していることは、冒頭部における「こんな理由ももっともらしいというだけで、真つ当なものとは思えない」という表現から知られよう。A・フンボルトの考えは、「そうした野蛮人は子供と変わらないから腕すくでしか統治できないというのは、ただただ間違つたアナロジーでしかない」、「オリノコ河のインディオは大きな子供ではない」、さらに「東ヨーロッパの哀れな農奴が大きな子供でないのと同様だ」といった表現から明らかになる。A・フンボルトは、「野蛮な封建制度が彼らを野卑な状態においてきた」と断定し、このような宣教師たちの行動の結果として「オリノコ河沿いの教化村は荒廃したまま」になっていると述べている。こうした記述には、右にA・フンボルトの二つの観察方法が併用されていることが示されている。

それでは、宣教師たちの行動様式と両立しないA・フンボルトの行為規範の形成基準は何か。容易に推測されるのは、A・フンボルトが受けた教育の経験である。そこには、「身分から契約へ」というパラダイム・シフトを肯定する立場も含まれていよう。彼の場合、奴隷制に代えて雇用を実施するとき(インディオが「自分の労働の成果にあずかれ」るとき)(要件)↓「オリノコ河沿いの教化村は」発展する(荒廃しない)(効果)という判断基準が想定されていたはずである。他方、宣教師たちの行動規範によれば、右の引用に示されているように、西洋社会において子どもを統治するとき(要件)↓「腕すくで」統治しなければならぬ(効果)とされていた。彼らはこの行為規範をオリノコ河流

域でも用いることができると、すなわち、右の判断基準にいう「子ども」に「オリノコ河のインディオ」を含めることができるという立場を採っていた（右の判断基準の適用基準に関わる争点についての肯定説）。このように、宣教師たちの行動様式とA・フンボルトのそれとは異論の関係にある。これら二つの行為規範が抵触する場合、いずれが優先するかを決定する独立抵触規定の存否は、右の引用に示されていない。おそらくは、ここでも、客観主義（行為地法主義）と主観主義との併存が見出されようが、両者間での優劣判定に関する規範は見出されない。それが存在するならば、A・フンボルト自身がこの点について述べていたことであろう。

四 右に確認された支配者の行為規範とA・フンボルトのそれとの対立は、奴隷売買行為に関する次の記述にも含まれている。

クマナでは、スペイン領熱帯アメリカでしばしば直面することになるもう一つの現象（黒人奴隷の売買）にも、はじめ遭遇している。「啓蒙の世紀」に生まれ、フランス革命の理想を奉じていたフンボルトは、いうまでもなく奴隷制度に対する強い反対者だった。熱帯アメリカ旅行に関して書かれた文章のなかには、こうした奴隷制度への批判的言及がしばしば登場するが、その初体験がクマナでの見聞だった<sup>(45)</sup>。

この引用には、A・フンボルトがどのような行為規範に基づいて行動していたかが示されている。「奴隷制度への批判的言及がしばしば登場する」という記述がそうである。この引用には、彼が採用した行為規範の根拠（背景説明）、いいかえれば、彼が依拠する判断基準の形成基準も示されている。「奴隷制度に対する強い反対者」という表現が示す通り、彼の場合、たとえば、インディオと接するとき（要件）↓インディオを奴隷のように扱ってはならない

(効果)といった行為規範(判断基準)が採用されていることであろう。この規範を正当化する根拠については、彼が「啓蒙の世紀」に生まれ、フランス革命の理想を奉じていた」という説明がある。つまり、インディオと接するとき(要件)↓右の行為規範を優先しなければならない(効果)という形成基準が採用されているという理解である。

彼のこのような認識は、次の引用からも明らかになる。

。私たちがクマナで借りた家は、天体や気象を観測するのに好都合な窓をもっていたが、それは同時に、きわめて嘆かわしい場面に我々を立ち会わせた。大広場の一角に、建物の前がアーケード状になっている場所があった……そこでは、アフリカから連れてこられた奴隷たちが売買されていた。デンマークはヨーロッパ諸国のなかで最初に奴隷貿易を禁止した国だが、皮肉なことに、私たちが初めに出会った奴隷たちはデンマークの奴隷船が運んできたものだった。人類の義務や国家の名誉、祖国の法律を踏みにじるほど、この下劣な金儲けは止めがたいのである(『旅行記』第一巻、三三三頁)<sup>(46)</sup>。

この引用でもこれまでに確認した二つの行為規範の存在が示されている。「アフリカから連れてこられた奴隷たちが売買されていた」という記述からは、鉱山監督たちや宣教師たちが依拠するものとして、「……」とき(要件)↓奴隷たちを売買することができる(効果)という行為規範の存在が読み取れる。他方で、「人類の義務や国家の名誉、祖国の法律を踏みにじるほど、この下劣な金儲けは止めがたい」という表現からは、まったく逆に、A・フンボルトが前提としたもの、すなわち、「……」とき(要件)↓奴隷たちを売買してはならない(効果)という行為規範が導かれる。さらに、「人類の義務や国家の名誉、祖国の法律を踏みにじるほど、この下劣な金儲けは止めがたい」という文章からは、前者の行為規範が容易になくならないという見通しが示される。



\* アレクサンダー・フンボルト（大野英二郎／荒木善太訳）『新大陸赤道地方紀行下』17・18世紀大旅行記叢書第2期（11巻）（岩波書店、二〇〇三年）（抄訳版）五二二頁。

小稿は、アレクサンダー・フォン・フンボルト財団第三五回学術賞授与式（二〇〇七年三月二二日―二五日、Hotel Residenzschloss in Bamberg）において筆者に学術賞（Tyssen-Humboldt-Preis für internationale Wissenschafts- und Kulturvermittlung、同年五月に Reimer-List-Preis für internationale Wissenschafts- und Kulturvermittlung に名称変更）を授与された同財団に対する謝意の表明の一端として、構想された（山内「ハイデルベルク大学滞在記」日本比較法研究所『ひかくほう News Letter』第四〇号（二〇一〇年三月二五日）四一―六頁）。同賞による助成制度のもと、筆者がハイデルベルク大学（Ruprecht-Karls-Universität Heidelberg）に半年間滞在した二〇〇九年は A・フンボルトの生誕百五十年記念祝賀行事が数多く行われていた（二〇〇九年六月八日から同月一〇日までベルリン自由大学で開催された同財団年次総会でも A・フンボルトの生誕百五十年にあたるという事実が強調されていた [http://www.chuo-u.ac.jp/chuo-u/ins\\_law/20070625\\_01\\_1.htm](http://www.chuo-u.ac.jp/chuo-u/news/contents_1.htm?suffix=&topics=1122&mode=dpt;http://www.chuo-u.ac.jp/chuo-u/ins_law/20070625_01_1.htm)）。

(1) 被献呈者・毛塚勝利教授は、その著作目録（本誌末尾掲載）が示す通り、法比較の素材をもっぱらドイツ法に求められてきた。小稿の主題選択に際しては、ドイツ法およびドイツ文化に対する格別の関心という毛塚教授と筆者とに共通する事項が考慮されている。

(2) A・フンボルト（フリードリヒ・ハインリヒ・アレクサンダー・フライヘル・フォン・フンボルト (Friedrich Heinrich Alexander Freiherr von Humboldt (一七六九年九月一日―一八五九年五月六日)) については、市川正巳「フンボルト」(相賀徹夫編著『日本大百科全書 20』(小学館、一九八八年) 八四八頁) 他参照。アレクサンダー・フォン・フンボルト／大野英二郎、荒木善太訳『新大陸赤道地方紀行』17・18世紀大旅行記叢書第2期（11巻）（岩波書店、二〇〇一年）（抄訳版）のほか、ダグラス・ボッティンク／西川治・前田伸人訳『フンボルト 地球学の開祖』（東洋書林、二〇〇八年）、ダニエル・ケールマン／瀬川裕司訳『世界の測量 ガウスとフンボルトの物語』（三修社、二〇〇八年）、ピエール・ガスカール／沖田吉穂訳『探検博物学者フンボルト』（白水社、一九八九九年）、手塚章編著『続・地理学の古典―フンボルトの世界』（古今書院、一九九七年）、山野正彦著『ドイツ景観論の生成 フンボルトを中心に』（古今書院、一九九八年）、西川治『地球時代の地理』

思想「フンボルト精神の展開」(古今書院、一九八八年)などが刊行されている。

- (3) 西川治「A・フンボルトと日本―幕末から昭和にかけて―」ダグラス・ボッティング／西川治・前田伸人訳『フンボルト地球学の開祖』(東洋書林、二〇〇八年)三五九頁以下所収。
- (4) ペルー寒流の別名(半澤正男「ペルー海流」(相賀徹夫編著『日本大百科全書21』(小学館、一九八八年)一三四頁)他参照)。A・フンボルトによって発見されたため、「フンボルト海流」と名付けられた。詳しくは、ダグラス・ボッティング著(西川治・前田伸人訳)『フンボルト 地球学の開祖』(東洋書林、二〇〇八年)(前注(2))一八六頁―一八七頁他参照。
- (5) 長谷川博「フンボルトペンギン」(相賀徹夫編著『日本大百科全書20』(小学館、一九八八年)八四九頁)他参照。ペルーからチリ北部にかけて、フンボルト海流(ペルー寒流)が流れる南アメリカ西岸の島で繁殖するペンギン(学名: *Spheniscus humboldti*)。
- (6) ドイツ政府全額出資の国際的学術活動支援機関(同機関については、[http://de.wikipedia.org/wiki/Alexander\\_von\\_Humboldt-Stiftung](http://de.wikipedia.org/wiki/Alexander_von_Humboldt-Stiftung)他参照)。アレクサンダー・フォン・フンボルト財団(Die Alexander von Humboldt-Stiftung)は、国際研究協力助成を目的としてドイツ連邦共和国が一九五三年に設置した公益財団。名称は、博物学者のアレクサンダー・フォン・フンボルトに由来する。有能な外国人研究者に対し、ドイツにおける長期研究滞在の機会を提供し、それを通じて学術文化交流を支援している。滞独研究期間中のみならず、その後の研究交流をも助成する点が、大きな特徴である。日本からは、人文・社会科学、自然科学を問わず、毎年一〇―二〇名の奨学生が選拔され、一―二年の滞独研究を実施している。なお、二〇〇七年から、それまで設定されていた奨学生応募への年齢制限が撤廃されたため、奨学金受給の条件が大きく緩和された。』<http://www.weblio.jp/content/%E3%82%A2%E3%82%AF%E3%82%B5%E3%83%80%E3%83%B3%E3%83%95%E3%82%A9%E3%83%B3%E3%83%BB%E3%83%95%E3%83%B3%E3%83%9C%E3%83%AB%E3%83%88%E8%B2%A1%E5%9B%A3>
- (7) <http://www.weblio.jp/content/%E3%83%95%E3%83%B3%E3%83%9C%E3%83%AB%E3%83%88%E8%B3%9E>
- (8) フンボルト賞(Humboldt-Forschungspreis)は、「ドイツ政府が全額出資する国際的学術活動の支援機関であり、『ドイツのノーベル財団』とも称されるアレクサンダー・フォン・フンボルト財団が創設した賞である。人文、社会、理、工、医、農学の各分野において毎年一〇〇人までが選出される。基本的な発見もしくは新しい理論によって後世に残る重要な業績を

挙げ、今後も学問の最先端で活躍すると期待される国際的に著名な研究者に対して授与される。」(<http://www.weblio.jp/content/%E3%83%95%E3%83%B3%E3%83%9C%E3%83%AB%E3%83%88%E8%B3%9E>) The Humboldt Prize, also known as the Humboldt Research Award, is an award given by the Alexander von Humboldt Foundation to internationally renowned scientists and scholars, and is currently valued at € 60,000 with the possibility of further support during the prize winner's life. Up to one hundred such awards are granted each year. Nominations must be submitted by established academics in Germany. The award is named after the late Prussian naturalist and explorer Alexander von Humboldt.

[http://en.wikipedia.org/wiki/Humboldt\\_Prize](http://en.wikipedia.org/wiki/Humboldt_Prize) : フンボルト賞「は、ドイツ政府が全額出資する国際的学術活動の支援機関であり、「ドイツのノーベル財団」とも称されるアレクサンダー・フォン・フンボルト財団が創設した賞である。人文、社会、理、工、医、農学の各分野において、基本的な発見もしくは新しい理論によって後世に残る重要な業績を挙げ、今後も学問の最先端で活躍すると期待される国際的に著名な研究者に対して授与される。海外の受賞者には、一九六五年に朝永振一郎、ファインマンと同時にノーベル物理学賞を受賞したシユウインガー(米)や、フィールズ賞を受賞した数学者のマルグリス(露)やフリードマン(米)、一般均衡理論でノーベル賞を受賞した経済学者ドブルー(仏)、フラクタル研究の創始者マンデルブロなどがおり、国内では、二〇〇二年にノーベル物理学賞を受賞した小柴昌俊(九八年)や、元東大総長の有馬朗人、数学者の小林俊行などがある。二〇〇五年までで、受賞者のうち四〇人がノーベル賞を受賞している。ドイツの最も榮譽ある賞である。」(<http://www.weblio.jp/content/%E3%83%95%E3%83%B3%E3%83%9C%E3%83%AB%E3%83%88%E8%B3%9E>)

(9) ドイツの言語学者・政治家・貴族。ベルリン大学(現ベルリン・フンボルト大学)の創設者であるW・フンボルト(カール・ヴィルヘルム・フォン・フンボルト(Friedrich Wilhelm Christian Karl Ferdinand Freiherr von Humboldt(一七六七年六月二日～一八三五年四月八日))については、その著作(ヴィルヘルム・フンボルト著(岡田隆平訳)『言語と人間』(ゆまに書房、一九八八年(初版創元社一九五〇年の復刻))、ヴィルヘルム・フォン・フンボルト著(村岡晋一訳・解説)『双数について』(新書館、二〇〇六年)、フンボルト著(クラウス・ルーメルほか訳)『人間形成と言語』(以文社、一九八九年)、フンボルト著(亀山健吉訳)『言語と精神 カヴィ語研究序説』(法政大学出版局、一九八四年他)のみならず、複数の伝記が書かれている(亀山健吉著『言葉と世界 ヴィルヘルム・フォン・フンボルト研究』(法政大学出版局、二〇〇〇年)、亀山健吉著『フンボルト 文人・政治家・言語学者』(中公新書、一九七八年)、西村貞二著『フンボルト』新書 Century books86(清

- 水書院、一九九〇年)、ユルゲン・トラバント著(村井則夫訳)『フンボルトの言語思想』(平凡社テオリア叢書、二〇〇一年)、齊藤涉著『フンボルトの言語研究―有機体としての言語』(京都大学学術出版会、二〇〇一年)、江島正子著『フンボルトの人間形成論』(ドン・ポスコ社、一九九六年)、福本喜之助著『フンボルトの言語思想とその後世への影響』(関西大学出版部、一九八二年)、泉井久之助著『言語研究とフンボルト』(弘文堂、一九七六年)、吉永圭著『リバタリアニズムの人間観―ヴィルヘルム・フォン・フンボルトに見るドイツ的教養の法哲学的展開』(風行社、二〇〇九年)他。
- (10) 『アレクサンダー・フォン・フンボルトは、一七六九年九月一四日にベルリンで生まれた。父親はプロイセンの貴族で、母親も財産家の娘だった。アレクサンダーは次男で、長子は二歳年長のウイルヘルム・フォン・フンボルトである。ウイルヘルムは、後年、プロイセンの政治家として活躍し、また言語学者としても世界的に知られている。わが国での一般的な知名度からいえば、現在にいたるまで兄のウイルヘルムのほうが上かもしれない。』手塚編・前掲書(前注(2))一五頁。
- (11) 馬越徹「ベルリン大学」(相賀徹夫編著『日本大百科全書21』(小学館、一九八八年)一七九頁)他参照。
- (12) 手塚編・前掲書(前注(2))九六頁。
- (13) 手塚編・前掲書(前注(2))九六頁。
- (14) アレクサンダー・フォン・フンボルト著(大野英二郎・荒木善太訳)『新大陸赤道地方紀行下』(岩波書店、二〇〇三年)五二〇頁。
- (15) Frank Holl (Hrsg.), Alexander von Humboldt: Es ist ein Treiben in mir: Entdeckungen und Einsichten, Deutscher Taschenbuch Verlag GmbH & Co.KG, München 2009 の中表紙における説明参照。
- (16) ボッティンク著(西川・前田訳)・前掲書(前注(2))vi頁。
- (17) ここにいう「法文化」の意味については、さしあたり、山内「植物に化体された法文化の比較可能性―民話にみる法文化探求の一局面―」七二四頁―七二七頁(山内著『比較法研究第一巻 方法論と法文化』(中央大学出版部、二〇一一年)一一九―一七七頁に採録、特に一三三頁―一三六頁)以下、同論文の引用は山内・前掲書該当頁として引用する)他参照。
- (18) Manfred Osten (Hrsg.), Alexander von Humboldt: Über die Freiheit des Menschen - Auf der Suche nach Wahrheit, Frankfurt am Main/Leipzig 1999, S.51ff.
- (19) Osten, aa.O. (前注(8)), SS. 121ff.

- (20) 前注(2)に掲げた語文献参照。
- (21) Thomas Richter, Alexander von Humboldt (rororo-monographie 50712), Rowohlt Taschenbuch Verlag, Reinbek bei Hamburg 2009
- (22) Manfred Geier, Die Brüder Humboldt: Eine Biographie, Rowohlt Verlag GmbH, Reinbek bei Hamburg 2009
- (23) 手塚編・前掲書 (前注(2)) 一五頁—一八頁。
- (24) 手塚編・前掲書 (前注(2)) 一九頁。
- (25) 手塚編・前掲書 (前注(2)) 一九頁。
- (26) 手塚編・前掲書 (前注(2)) 二一頁。
- (27) Alexander von Humboldt, Ansichten der Natur, Nikol Verlagsgesellschaft mbH & Co.KG, Hamburg 2009
- (28) Oliver Lubrich (Hrsg.), Alexander von Humboldt: Das große Lesebuch, Fischer Taschenbuch Verlag, Frankfurt am Main 2009
- (29) Hanno Beck (Rekonstr. und Kommentar), Alexander von Humboldt-Reise durchs Baltikum nach Russland und Sibirien 1829, Edition Erdmann in der marixverlag gmbH, Wiesbaden 1959; 6. Auflage 2009
- (30) Oliver Lubrich (Neu bearb. und Hrsg.), Alexander von Humboldt: Zentral-Asien: Das Reisewerk zur Expedition von 1829: Untersuchungen zzu den Gebirgsketten und zur vergleichenden Klimatologie, S. Fischer Verlag, Frankfurt am Main 2009
- (31) Ottmar Ette und Oliver Lubrich (Ed.), Alexander von Humboldt: KOSMOS: Entwurf einer physischen Weltbeschreibung, Eichhorn Verlag, Frankfurt am Main 2004
- (32) Jürgen Hamel und Klaus-Harro Tiemann (Hrsg.), Alexander von Humboldt: Die Kosmos-Vorträge 1927/28 in der Berliner Singakademie, Insel Verlag, Frankfurt am Main und Leipzig 2004
- (33) Ottmar Ette, Alexander von Humboldt und die Globalisierung: Das Mobile des Wissens, Insel Verlag, Frankfurt am Main und Leipzig 2009
- (34) Frank Holl (Hrsg.), Alexander vonHumboldt: Mein vielbewegtes Leben: Der Forscher über sich und seine Werke, Eichhorn Verlag AG, Frankfurt am Main 2009

- (35) Manfred Osten (Hrsg.), Alexander von Humboldt: Über die Freiheit des Menschen: Auf der Suche nach Wahrheit, Insel Verlag, Frankfurt am Main und Leipzig 1999
- (36) Frank Holl (Hrsg.), Alexander von Humboldt: Es ist ein Treiben in mir: Entdeckungen und Einsichten, Deutscher Taschenbuch Verlag GmbH & Co.KG, München 2009
- (37) 前注(2)参照。
- (38) 五十嵐清著『比較法ハンドブック』(勁草書房、二〇一〇年)一一頁他参照。
- (39) 山内・前掲書(前注(17))一三三頁—一三六頁他参照。
- (40) 山内・前掲書(前注(17))一三五頁他参照。
- (41) これら各基準の意味等については、山内・前掲書一三五頁以下参照。
- (42) ボッティング著(西川・前田訳)・前掲書(前注(2))一六九頁—一七一頁。
- (43) ボッティング著(西川・前田訳)・前掲書(前注(2))一二八頁。
- (44) ボッティング著(西川・前田訳)・前掲書(前注(2))一二八頁。
- (45) 手塚編・前掲書(前注(2))四二頁。
- (46) 手塚編・前掲書(前注(2))四二頁—四三頁。

(本学教授)